

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">海外事業資金貸付保険手続細則</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00044 沿革 (略) <u>令和4年3月30日 一部改正</u></p> <p>海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00011。以下「約款（貸付金債権等）」という。）第39条及び海外事業資金貸付（保証債務）保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00012。以下「約款（保証債務）」という。）第35条の規定に基づいて、海外事業資金貸付保険の申込みその他保険契約に関する手続的な事項については、次のとおり定めるところによるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">海外事業資金貸付保険手続細則</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00044 沿革 (略)</p> <p>海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00011。以下「約款（貸付金債権等）」という。）第39条及び海外事業資金貸付（保証債務）保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00012。以下「約款（保証債務）」という。）第35条の規定に基づいて、海外事業資金貸付保険の申込みその他保険契約に関する手続的な事項については、次のとおり定めるところによるものとする。</p>	
<p><b>第1条 (略)</b></p>	<p><b>第1条 (略)</b></p>	
<p><b>(申込み)</b></p> <p><b>第2条</b> 約款（貸付金債権等）又は約款（保証債務）に基づく海外事業資金貸付保険の申込みを行おうとする者は、原則として、海外事業資金貸付又は借入金等に係る貸付（以下「資金貸付」という。）のための契約の締結日以降、海外事業資金貸付金債権等を取得又は保証債務を負担する日の前日までに、別紙様式第1による海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険申込書又は別紙様式第2による海外事業資金貸付（保証債務）保険申込書、同様式別表及び第2項に定める書類の写しを添付して日本貿易保険の本店（以下「本店」という。）に提出（提出部数については、別表1に掲げるとおりとする。以下同じ。）するものとする。</p> <p>2 第1項に規定する書類とは次の各号に掲げる書類とする。ただし、前条の規定に従い内諾を取得した場合は、第2号から第5号までに掲げる書類の提出は不要とする。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 海外事業資金貸付金債権等の取得の場合にあつては、当該取得の日（当該取得が分割して行われるときは、第1回目の取得が行われた日）から最終償還期限までの期間、保証債務の負担の場合にあつては、</p>	<p><b>(申込み)</b></p> <p><b>第2条</b> 約款（貸付金債権等）又は約款（保証債務）に基づく海外事業資金貸付保険の申込みを行おうとする者は、原則として、海外事業資金貸付又は借入金等に係る貸付（以下「資金貸付」という。）のための契約の締結日以降、海外事業資金貸付金債権等を取得又は保証債務を負担する日の前日までに、別紙様式第1による海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険申込書又は別紙様式第2による海外事業資金貸付（保証債務）保険申込書、同様式別表及び第2項に定める書類の写しを添付して日本貿易保険の本店（以下「本店」という。）に提出（提出部数については、別表1に掲げるとおりとする。以下同じ。）するものとする。</p> <p>2 第1項に規定する書類とは次の各号に掲げる書類とする。ただし、前条の規定に従い内諾を取得した場合は、第2号から第5号までに掲げる書類の提出は不要とする。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 <u>貿易保険における環境社会配慮のためのガイドライン（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00091）</u>に規定するスクリーニングフォーム（原則として、海外事業資金貸付金債権等の取得の場合にあつては、当該</p>	

新	旧	備考
<p>保証債務に係る借入金又は公債、社債その他これらに準ずる債券の発行により調達される資金を主たる債務者が受領した日（当該受領が分割して行われるときは、第1回目の受領が行われた日。）から最終償還期限までの期間又は保証債務の負担の期間が2年以上となる案件については、<u>貿易保険における環境社会配慮のためのガイドライン（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00091）に規定するスクリーニングフォーム</u>  六～七 （略）  3 （略）</p>	<p>取得の日（当該取得が分割して行われるときは、第1回目の取得が行われた日）から最終償還期限までの期間、保証債務の負担の場合にあっては、保証債務に係る借入金又は公債、社債その他これらに準ずる債券の発行により調達される資金を主たる債務者が受領した日（当該受領が分割して行われるときは、第1回目の受領が行われた日。）から最終償還期限までの期間及び保証債務の負担の期間が2年未満となる案件を除く。）  六～七 （略）  3 （略）</p>	
<p>第3条～第33条 （略）</p>	<p>第3条～第33条 （略）</p>	
<p><u>（電子情報処理組織を使用した申込等）</u>  <u>第34条 この細則に規定する手続のうち、日本貿易保険が認めるものは、電子情報処理組織を使用して行うものとする。</u>    <u>附 則</u>  <u>この改正は、令和4年4月11日から実施する。</u></p>		
<p>別表1～別表6 （略）</p>	<p>別表1～別表6 （略）</p>	